

岩手県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

平成29年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市寺志田、荒屋新町地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年4月3日から同年12月26日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（2級基準点測量・3級水準測量）